

報道室の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

報道室の設置に関する達

改正 平成21年4月1日南関東防衛局達第6号

(設置)

第1条 南関東防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集整理及び伝達に関する事務並びに行政相談等窓口業務を円滑かつ適切に処理するため、南関東防衛局総務部に、当分の間、報道室を置く。

(所掌事務)

第2条 報道室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南関東防衛局の所掌事務の遂行に必要な広報並びに情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (2) 南関東防衛局における行政相談に関すること。
- (3) 南関東防衛局広報紙の発行に関すること。
- (4) 南関東防衛局ホームページの運営及び管理に関すること。

(構成)

第3条 報道室は、室長、室長補佐及び室員をもって構成する。

2 室長は、報道官をもって充てるものとし、室の事務を掌理する。

3 室長補佐は、総務課課長補佐(総括)をもって充てるものとし、室長を助け、室の事務を整理する。

4 室員は、総務課審査係長及び企画係長並びに総務課長の指定する同課の職員をもって充てる。

(関係各課等の協力)

第4条 室長は、報道室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係課等の長及び防衛事務所長に対し協力を求めることができる。

2 関係課等の長及び防衛事務所長は、報道室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(雑則)

第5条 この達に定めるもののほか、報道室の運営に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年南関東防衛局達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。